

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する  
規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則  
川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和２年川崎市教育委員  
会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項第１号中「標準」を「標準点」に改める。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

## 制 定 理 由

会計年度任用職員の人事評価の結果が点数化されることに伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (採用選考)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）第10条第1項第12号に基づき、教育長が選考する。</p> <p>2 前項に規定する選考に当たっては、公募を行うものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。ただし、第1号の規定による公募によらない選考による任用は、4回までとする。</p> <p>(1) 前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者を引き続き当該任用されていた職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、勤務成績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と教育長が認めるとき（能力の実証の結果が<u>標準点</u>以上であるときに限る。）。</p> <p>(2) 職務の性質等から、公募により難しいと教育長が認める場合</p> <p>第5条～第13条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (採用選考)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）第10条第1項第12号に基づき、教育長が選考する。</p> <p>2 前項に規定する選考に当たっては、公募を行うものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。ただし、第1号の規定による公募によらない選考による任用は、4回までとする。</p> <p>(1) 前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者を引き続き当該任用されていた職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、勤務成績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と教育長が認めるとき（能力の実証の結果が<u>標準</u>以上であるときに限る。）。</p> <p>(2) 職務の性質等から、公募により難しいと教育長が認める場合</p> <p>第5条～第13条 略</p>